## メンバーズローン規約

## 第1条(契約の成立)

メンバーズローン契約(以下「本契約」という)は、本規約を承認のうえ申込みをされたお客様のうち、株式会社クレディセゾン(以下「乙」という)が所定の手続きにより承認したお客様(以下「甲」という)に、融資(以下「本件融資」という)を実行することをもって成立するものとします。なお、乙は、申込時に甲が指定した融資希望額、希望返済額等を変更して融資を承認する場合があります。

### 第2条(融資の実行)

本件融資の実行は、乙の指定日に、甲が指定した甲名義の金融機関口座に振込む方法により行います。

## 第3条(融資金等の返済)

- (1) 甲は、本件融資にかかる融資金及び利息(以下、あわせて「融資金等」という)につき、 融資実行の日が属する月の翌々月から、毎月4日(金融機関休業日に該当する場合は翌営業日、 以下「支払日」という)に、甲が指定した金融機関口座(以下「支払口座」という)から、自動 振替の方法で支払うものとします。
- (2) 返済方法は、元利均等返済方式(均等払い又はボーナス併用払い)とし、月々の返済金額(以下「返済金」という)は、甲の希望返済額に基づき乙が決定のうえ書面でお知らせします。
- (3) 甲は、乙所定の方法により、翌支払日の返済金を任意に増額又は支払日前にご返済できるものとします。

# 第4条(利息及び遅延損害金)

(1) 融資利率は別途書面でお知らせします。初回利息については、融資実行の日の翌日から翌々月4日までの日数に応じた金額を、また第2回目以降の利息については前回の支払日が属する月の5日から翌月4日までの日数に応じた金額を支払うものとします。なお、融資の当日にお支払いされた場合でも、一日分の利息をいただきます。

- (2) 甲が返済金のお支払いを遅滞した場合は、当該金額の融資金相当分に対し、支払日の翌日から完済に至るまで、また第6条(期限の利益喪失)に該当した場合は、残債務(融資金)の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで融資利率の1.46倍の実質年率(但し、年20.0%を上限とします)で計算された額の遅延損害金を支払うものとします。
- (3) 融資利率及び遅延損害金の実質年率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、乙の判断により変更できるものとします。
- (4) 利息及び遅延損害金は、年365日(うるう年は年366日)の日割計算を行います。
- (5) 融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合、超える部分について甲に支払い義務はありません。

#### 第5条(費用の負担)

甲の都合により第3条(融資金等の返済)以外の支払方法において発生した入金費用、訪問集金費用、乙が督促手続きを行った場合の費用、支払いに関する公正証書の作成費用、又は公租公課は、甲が負担するものとします。なお、本項に基づき乙が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。

# 第6条 (期限の利益の喪失)

- (1) 甲が、次の各号の一つにでも該当した場合は、乙から通知催告がなくとも乙に対する 一切の債務について期限の利益を失うものとし、未払債務の全額を直ちに支払うものとしま す。ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を 有するものとします。
  - ①返済金の支払を1回でも遅滞したとき。
  - ②差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分等公権力の処分を受けたとき。
  - ③甲又は甲の経営する会社が破産、民事再生、会社更生、特別清算又は特定調停の手続を申立てられ、もしくはこれらの申し立てをしたとき。
  - ④自ら振出し又は引受けた手形、小切手が1回でも不渡りとなったとき。
  - ⑤申込書上の申告内容もしくはその他の乙へのお申込み、申告、届出などに虚偽があったことが判明したとき。
- (2) 甲が、次の各号の一つにでも該当した場合は、乙からの請求により、乙に対する一切の債務について期限の利益を失うものとし、未払債務の全額を直ちに支払うものとします。

- ① (1) ①を除き、本規約の一つにでも違反したとき。
- ②甲が乙との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。
- ③その他資産、信用状態が悪化し、乙が債権保全のため必要と認めたとき。
- ④甲が、第10条(その他承諾事項)(2)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、乙が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、 甲から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

### 第7条(充当順序)

お支払いいただく金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、乙は、特に通知をせずに乙 が適当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、そのお支払 いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに乙が適当と認める順 序・方法によりいずれの期限未到来債務にも充当できるものとします。

#### 第8条(紛議の解決)

甲は、乙以外の第三者より受けたサービス、その他これに付随する事項の紛議については、第三者との間で解決することとし、これを理由に乙からの返済金等の請求を拒むことはできません。

## 第9条(届出事項の変更)

- (1) 甲は、住所、氏名、電話、勤務先、支払口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき乙に届け出た事項等のお届け事項に変更があった場合、速やかに乙に届出るものとします。
- (2) 乙が甲から届け出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着の場合でも通常どおりに到着したものとみなします。但し、やむを得ない事情により(1)の変更手続きをとれなかった場合を除きます。
- (3) 乙は、甲と乙との各種取引において、甲が乙に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により乙が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。

# 第10条(その他承諾事項)

- (1) 甲は以下の事項を予め承諾します。
- ①甲は、乙が本契約に基づく甲に対する債権を、必要に応じ取引金融機関又はその関連会社に譲り渡すこと、並びに乙が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること。
- ②甲は、乙が甲に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。
- ③乙が甲に対し、与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、甲の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得又はご提出いただくことがあること。
- ④乙が甲に対し、与信及び与信後の管理、返済金の回収のため確認が必要な場合に、甲の自宅、 携帯、勤務先及びその他の連絡先に電話確認を取ることがあること。
- (2) 甲は、甲が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、乙は、甲が次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、当該事項に関する報告を求めることができ、乙がその報告を求めた場合、甲は乙に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。
- ①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ②暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- ③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

## 第11条(裁判管轄)

甲と乙との間で万一訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、甲の住所地、及び 乙の本社、支店もしくは営業所所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とする ものとします。

## 第12条(規約の改定)

乙は、本規約の一部もしくは全てを改定する場合は、乙のホームページ (<a href="http://www.saisoncard.co.jp/">http://www.saisoncard.co.jp/</a>) での告知その他乙所定の方法により甲にその内容をお知らせするものとし、甲はその改定された規約に従うことを予め承認するものとします。

株式会社クレディセゾン 〒170-6073 東京都豊島区東池袋 3-1-1 貸金業者登録番号 関東財務局長(12)第 00085 号 クレディセゾン コンタクトセンター 0120-210-090

◆乙が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 TEL: 0570-051-051

## 貸付条件

- ●ご融資額:10~300 万円 ●ご融資利率:実質年率 8.0%~15.0%
- ●ご返済回数・期間:6回~96回・6ヵ月~96ヵ月
- ●ご返済方法:元利均等返済方式 ●遅延損害金:年率 11.68%~20.00%
- ●ご融資は慎重に審査しております。 ●担保·保証人は不要です。
- ●審査により、お申し込みの意に添えない場合もございます。